

共通編

Q & A

| 掲載日 | 区部等 | 件名 | 質問事項 | 回答 |
|-----------|-----|---|---|--|
| 2019/5/15 | 全般 | 公表する金抜設計書等において、日本推進技術協会発行の設計積算要領を参考にした場合の出典表示について | 日本推進技術協会発行の設計積算要領の歩掛り等を参考として金抜設計書等を作成し公表する場合に出典を明示したいと考えております。その場合、日本推進技術協会の許可が必要でしょうか。 | 金抜設計書へ当協会発行の設計積算要領を出典元として記載することについては当協会の許可は不要です。但し、金抜設計書に出典元として記載する場合には、金抜設計書のどの項目を引用されたかを判るようにご配慮願います。 |
| 2025/6/1 | 全般 | 推進工事に使用する資機材の価格調査について | 推進工事に使用する資機材の価格調査を●●下水道局から受託されて行っておりますが、推進工事に使用する資機材について、調査依頼先が把握できないため、問い合わせさせていただきました。お忙しいところ申し訳ありませんが、問い合わせ先をご教示をお願いします。 | <p>当協会は、公正取引委員会に対して事業者団体登録をしております。よって、当委員会より示されている独占禁止法に基づく『事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針』 改正：令和2年12月25日（以下に示す条文）を遵守しております。 このため、調査依頼先をお示しすることは困難です。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【参考】 事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針 第一 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要 3 禁止されている行為 <u>法第八条は、事業者団体の次の行為を禁止している。</u> <u>(1)「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」(第一号)</u> 事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）における競争を実質的に制限することが、本号に該当する。</p> |